

鳥取県告示第 720 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字白石字清水谷14、24、26から34まで、字鎌倉尾103、字砂尾111から113まで、字駄所144、145、字二ノ駄所240の2、大字方地字曲り田784、字法大寺799の4から799の6まで、字清水874の1、875の1、字大谷1087の6、1087の7、大字藤津字奥806、字奥西平1057の2、1058、1059、字観音山1060、1061の2、1062、1063、1066

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）